## 平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

## ≪鳥取県≫

<b>局以</b> 宗∥	1,11. ±.
	備考 (これまでの接の状況等)
重載プ実る少で用 アイに通い道可 の で の の の の の の の の の の の の の の の の の	なしの首子がないな
	<u> </u>
入条行条 国本に 国本に 国本に 国本に 国本に 国本に 国本に 国本に 国本に 国本に	こと 定衛を代月 現 兄
1. 88 1d. l <del>. k</del>	5 4.1
中間地域 中 学直接支払 対補助金の 支還免除 要第	なしかりの場合に
	j

		関係省との調整状況	備考 (これぎの)課の状況等)
農用地区域内における水産養の設置	農域関第3条15 の2	【農林水産省】 地域再生法の一部を改正する法律において、市町村が作成する地域再生計画等に基づき、農林水産業の6次産業化に資する施設等(水産養殖施設、農家レストラン等を含む。)を整備する場合には、農用地区域からの除外や農地転用許可の特例を措置したところである。 また、農家レストランについては、国家戦略特別区域において、農業者が主として自己の生産する農畜産物や地域において生産される農畜産物を調理して提供する場合に農業用施設とみなし、農用地区域に設置できることとしている。	なし
		→ 施設が多岐にわたるため、具体的な計画があれば農林水産省と協議してまいりたい。	
農地転用許可権限移譲		【農林水産省】 農地転用許可権限については、地方分権改革有識者会議の農地・農村部会において、全国的な対応について検討が行われているところである。 また、農林水産省としては、平成21年の農地法改正法の附則第19条の規定及び昨年12月の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)も踏まえ、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討等と併せて検討を行っていくこととしている。	なし
		→ 上記検討の推移を見つつ、引き続き特区 としての対応を農林水産省に要請する。	